

令和 7 年第 1 3 回宝塚市教育委員会の会議（臨時会）会議録

1 開催日 令和 7 年 8 月 8 日（金）

2 場 所 宝塚市役所 政策会議室

3 開会時間 午後 6 時 10 分

4 閉会時間 午後 6 時 20 分

5 出席した委員の氏名

赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、及び石井 克馬委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

社会教育部長	番庄 伸雄	教育企画課長	飯田 博
管理部次長	池本 和義	学事課長	蛭子 元春
学校教育部次長	前田 政子	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	山下 昌裕		

8 会議の書記

教育企画課事務職員 中瀬 陽子

9 議題

議案第 16 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて

会議の概要

開会 午後 6 時 10 分

赤井教育長

令和 7 年第 13 回宝塚市教育委員会の会議（臨時会）を開催いたします。

傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

飯田課長

いらっしゃいます。

(傍聴者入室)

赤井教育長

それでは、傍聴される方に注意事項を申し上げます。教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則の規定により、次の行為を禁じられています。

1. みだりに傍聴席を離れること。
2. 私語、談話または拍手等をすること。
3. 議事に批評を加え、または賛否を表明すること。
4. 飲食をすること。
5. 許可を受けないで撮影、録音等をすること。
6. その他会議の妨害となるような挙動をすること。

以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。退場を命じられた傍聴人は、速やかに退出しなければなりません。また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中の会議室への入退室はできません。入室及び退室は係員の指示に従ってください。よろしくお願ひいたします。

赤井教育長

本日の署名委員は春日井委員です。よろしくお願ひします。

本日の付議案件は、議決事項 1 件です。

それでは、進行について事務局からお願ひします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項 1 件です。

案件は、議案第 16 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、です。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

赤井教育長

それでは、議案第 16 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

蛭子課長

議案第 16 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 7 年 9 月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長に意見を申し出るものです。

資料 3 ページ、条例の新旧対照表をご覧ください。

条例改正の内容につきましては、本市では、昭和 32 年（1957 年）から学校給食を開始し、平成 27 年度（2015 年度）まで私会計で処理しており、平成 28 年度（2016 年度）からの公会計化に伴い、学校給食費を条例で規定して保護者から徴収してきました。

この頃は、多くの食品が一斉に高騰することもなかったことから、条例での規定であっても差支えはありませんでしたが、昨今のように、急激な物価高騰や国による交付金の活用、それに伴う学校給食費の改定、給食費無償化などの制度改正への対応など、適時適切に対応することが求められています。

こうした状況に対応するためには、学校給食費の規定を条例から規則に変更する必要があると考えられます。

物価高騰は今後も続くことが予測される中、次年度以降は小学校の給食費無償化に中学校においても何らかの物価高騰対策が講じられる可能性があることから、国の制度改革や交付金の適時活用を考えたとき、学校給食費を条例で規定していると、その対応に時間を要するため、宝塚市学校給食の実施に関する条例第 3 条第 2 項の学校給食費の規定を改正し、宝塚市学校給食費の管理に関する規則に学校給食費の日額を新たに規定する改正を行おうとするものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井教育長

担当からの説明は終わりました。

何かご質問等はありますでしょうか。

石井委員

新旧対照表の改正案にある「経費の範囲内で規則で定める額」とありますが、これはどこに記載されるのでしょうか。

蛭子課長

規則につきましては、今回、規則改正案はまだお示ししておりませんが、「宝塚市学校給食の管理に関する規則」の中に、現行の条例第 2 項で学校給食費の日額を定めている部分が記載される形になります。

石井委員

金額的には、このままで規則の方に落とし込むということでしょうか。

蛭子課長

はい、その金額を規則の方に記載するということです。

赤井教育長

今の時点では、ということですね。

春日井委員

規則の方が、条例よりも柔軟に対応できるということが理由ですね。

蛭子課長

はい、その通りです。

春日井委員

しかし、規則の改正は、最終的に議会の承認を得るという手続きは不要なのでしょうか。

蛭子課長

はい、不要です。これは教育委員会規則ではなく市の規則になりますので、教育委員会で報告させていただいた上で、市に対して改正を申し入れるという手続きになります。

赤井教育長

国の動きとして無償化が議論されていますが、どの時点で結論が出るかわかりません。仮に 3 月議会でぎりぎり決まって 4 月から実施という話になると、対応が間に合うかどうか分かりません。3 月議会に間に合わせるには、1 月の初めには準備を始めなければなりませんので、条例で給食費を定める場合、当初予算や補正予算と必ず連動させることになります。

議会には、予算の審議において 1 食当たりの単価と食数を示すことができますので、全く議会を軽視するというわけではなく、予算を含めて審議いただき、それに基づく判断をでき

るだけ直近の状況で行いたいという考え方から、規則で定めるということにさせていただきたくと思っております。

石井委員

では、今回の条例改正は議会に諮られるのですね。

蛭子課長

本日提出させていただいた追加資料にも記載しておりますが、兵庫県下の市でそれぞれ学校給食費をどのように定めているかという資料です。29 市ある中で、条例で定めているのが本市を含めて 3 市のみという状況でございます。また、私会計のところが 4 市あります、それを除くと 19 市が規則で定めているという状況でございまして、各市ともに基本的には規則の方で柔軟に対応されている状況ですので、本市もその形に合わせていくという改正になります。

春日井委員

承知いたしました。

木野委員

学事課が作成された 2 枚に渡る資料は、本日の会議で教育委員向けに提出されたものでしょうか。あるいは、どこか別の場所に提出されるものでしょうか。

蛭子課長

いえ、これは教育委員会用の資料です。一部、物価高騰対策の交付金の活用について補足として記載させていただいたものです。

赤井教育長

交付金は、9 月の補正予算で計上されるのですね。

蛭子課長

9 月補正で計上します。そこは市長及び副市長の査定も承認されています。

赤井教育長

それに伴い、給食費自体も値上がりするのではないかでしょうか。

蛭子課長

はい。献立の価格自体は交付金を活用した金額に引き上げる形になりますが、保護者負担

額は原則として、現在条例で定めている金額のままとさせていただきます。

来年度以降の保護者負担額をどのようにしていくかについては、無償化の動きも見据えながら、年度内に検討していくことになります。

赤井教育長

他に何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第 16 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、は原案の通りでよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

本日の付議案件は以上ですが、他に事務局から報告はございますか。

飯田課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 6 時 20 分 —————